

「設楽町 J-クレジット創出連携事業」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「設楽町 J-クレジット創出連携事業」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、設楽町契約規則（平成17年規則第44条）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、仕様書、提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項について評価者の主観的評価により総合的に判断を行うものとする。

- (1) 過去の実績を有しているか。
 - (2) プロジェクト計画・スケジュール・会議体形式について、現時点での情報を基にした妥当性のあるものとなっているか。
 - (3) 提案された事業は、モデル自治体（人口5千人未満、高齢化率55%以上の中山間地域の基礎自治体）の特徴を反映したものになっているか。併せて、事業実施に当たって、職員の業務負担が軽減される提案がされているか。
 - (4) 創出されたクレジットの販売方法並びにその販売収益の還元方法及び還元される額が適切な提案がされているか。
 - (5) 本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか。
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

(3) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 副町長

副委員長 総務課長

委員 所属長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を設楽町建設工事等請負業者指名審査会（以下「指名審査会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 指名審査会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、指名審査会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。